

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年五月二十四日法律第三十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 （略）

三 第二章第一節（試掘に係る部分に限る。）、同章第二節（試掘及び試掘権に係る部分に限る。）、同章第三節第三款、第六十五条（試掘に係る部分に限る。）、同章第四節（試掘に係る部分に限る。）、第五章及び第六章（試掘に係る部分に限る。）、第三百三十一条（第一号）（第四条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項及び第二百零一条第一項に係る部分に限る。）、第三百三十二条第二項（試掘者に係る部分に限る。）、第三百三十三条（前号に掲げる規定及び第十条第一項に係る部分を除き、試掘に係る部分に限る。）、第三百三十四条（試掘に係る部分に限る。）並びに第三百三十七条第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに附則第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十七条及び第十九条から第二十一条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日